令和８年（ヒ）第２０６１号
東京都中央区日本橋２丁目１番14号日本橋加藤ビルディング６階弁護士法人ＰＬＡＺＡ総合法律事務所内
清算株式会社　ＭＴ管財株式会社
代表清算人　小幡　朋弘
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第２０部

令和8年（ヒ）第3030号
大阪府東大阪市渋川町三丁目５番３５号
清算株式会社　株式会社エムケー
代表清算人　村田和彦
１　決定年月日　令和8年10月15日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第５号
静岡県浜松市中央区入野町９０２９番地の１
清算株式会社　株式会社ぴゅあサポート
１　決定年月日　令和８年１０月１５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
静岡地方裁判所浜松支部民事部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第１０１１号
愛知県日進市梅森町上松３５１番地３
清算株式会社　ＴＳＵＷＡＭＯＮＯ株式会社
代表清算人　武臣辰徳
１　決定年月日　令和８年１０月１５日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　協定債権の定義
令和８年６月１１日（特別清算開始命令日）までの原因に基づいて発生した債権を協定債権とする（開始決定日以降の利息・遅延損害金は除く）。
２　清算株式会社が協定債権者に対して有する債務
協定債権者株式会社エレックス（以下「協定債権者」という。）の協定債権額は、２８１，１０６，９８６円であることを確認する。
３　弁済及び免除
⑴　清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、２，７３９，９６８円を弁済する。
⑵　前号の弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑶　協定債権者は、第１号の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
４　新たな財産の発見
前項⑴の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合において、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。　以上
名古屋地方裁判所民事第２部

再生手続開始

令和８年（再）第１号
静岡県富士市日乃出町３８番地
再生債務者　株式会社鈴和観光
１　決定年月日時　令和8年10月15日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和8年11月16日まで
４　再生債権の一般調査期間　令和8年12月21日から令和8年12月28日まで
静岡地方裁判所富士支部

小規模個人再生による再生手続開始

令和８年（再イ）第２２号
岩手県北上市北鬼柳５地割64番地11　チャイルドエイトＤ号
再生債務者　髙橋　歩美
１　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月14日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（再イ）第９１号
仙台市青葉区栗生３丁目７番地の４　クオリティーハイム協栄Ｂ棟203（従前の住所）神奈川県藤沢市西俣野453番地の１藤和寮
再生債務者　角谷　優一
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第８号
茨城県日立市鮎川町５丁目３番26号
再生債務者　齋藤　法義
１　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月21日まで
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（再イ）第４１号
茨城県つくばみらい市細代418番地８
再生債務者　伊勢崎大輝　（旧姓石塚）
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（再イ）第４６号
埼玉県熊谷市三ケ尻1411番地１
再生債務者　大澤　誠
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（再イ）第３３６号
東京都あきる野市山田844―20
再生債務者　市村　力
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第３８８号
東京都新宿区西新宿４―29―４―303
再生債務者　小池　晃久
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第３８９号
東京都新宿区西新宿４―29―４―303
再生債務者　小池　理恵
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第３９４号
東京都練馬区大泉学園町５―32―30
再生債務者　塩澤　義隆
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第３９７号
東京都中野区上鷺宮４―16―19
再生債務者　高島　弥呼
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月21日まで
東京地方裁判所民事第20部